

平成 29 年度消費生活審議会での主なご意見と対応

主な意見	対応
<p>1 消費生活講座の受講について 講座の申し込みを待つだけでなく、講座の受講を呼びかける必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県警の「だまされんちゃ官民合同会議等」において、特殊詐欺被害ゼロ運動に参加している地区安全なまちづくり推進センター（概ね小学校区に設置）に講座案内。 ・県の講座を受けない高校は、国主催の類似講座を受講している場合があり、県や国の講座いずれも未受講の高校に対して、年間計画を立てる 12 月頃に、受講要請を行うこととしている。
<p>2 中学生向け消費生活ハンドブックについて 配付にあたり関する説明書を付けるなど、出版された意図がわかるよう効果的な配布をお願いする。</p>	<p>中学校の家庭科研究会の理事会において説明し、郡市理事会に説明されるよう要請した。</p>
<p>3 暮らしのアドバイザーなどの周知について 暮らしのアドバイザーや消費生活推進リーダーの役割がよく分からないので、周知をお願いしたい。</p>	<p>県広報などにおいて委嘱された方の氏名等を掲載しており、県消費者協会とも連携し、引き続き周知に努めてまいりたい。</p>
<p>4 県民に対する広報・啓発の手段について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体ではなく動画も含めインターネットを活用した効果的な情報提供が必要。出前講座を動画配信にして公民館などで見る方法も検討してはどうか。 ・啓発にあたっては、国からの情報を利用するなど、国と地方が役割分担するとよい。 ・講座に参加しない方に対して、行政から、訪問先や啓発方法についての情報提供があればよい。 ・県と消費者代表からなるワーキンググループを作り、具体的なトラブル防止対策等を議論したらよい。 ・事業者と消費者団体とが連携する県内ネットワークを充実することが大切。こうしたネットワークにおける活動内容を県民に発信できればよい。 	<p>平成 30 年度に実施した県民意識調査について、効果的な啓発方法について調査を実施。結果について精査しインターネットの活用など、来年度以降の啓発のあり方を検討していく。</p>
<p>5 学校における消費者教育について 消費者教育については、せっかくの学校教育の機会をもう少し積極的に利用していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と連携し、校長会や家庭科など消費者教育担当科目の研究会議等においてハンドブックの活用などを要請した。 ・改正学習指導要領の概要など消費者教育の充実について教育委員会から学校に対し周知徹底を行った。